

令和5年度

4月定例教育委員会

会議録

(公開)

令和5年4月20日

## 1 開 会 14時00分

教育長から、「臨時代理報告第3号」については、個人情報を含むものであることから、「議題第4号」については、後日公表されるものであることから非公開での審議が適当である旨の提案がなされ、出席者全員で異議なく決定した。

## 2 前回の会議録の承認

教育長から、令和4年度3月定例教育委員会の公開部分の会議録の承認について諮られ出席者全員で異議なく承認した。

## 3 報 告

### ◎ 報告1 公立幼稚園の廃止について

義務教育課長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

教育長

この件に関して、御意見、御質問等ありませんか。

柳委員

宮崎市の幼児教育に関わっている関係で、倉岡幼稚園の閉園式に出席させていただきました。卒園式の後に閉園式が行われ、子どもたちは立派な態度で参加しており、また、温かい雰囲気です。

宮崎市は窓口の一本化のため、公立幼稚園は保育幼稚園課に業務が移っているのですが、教育内容だけは学校教育課に残ってしまっていて、毎年、園を訪問させていただき、保育の様子を参観させていただきました。平成30年度には、国公立の幼稚園協会の九州大会を行い、その中でも公開保育及び提案を行っていただき、とてもよい保育をされていましたが、なかなか数値だけでは見えない部分もあるかと思いますが、努力のもと、とてもよい保育が行われていたということをお伝えしたいと思います。

高木委員

参考までに教えていただきたいのですが、園児数が減ってきている原因は何なのでしょう。近隣の人口減が原因なのか、それとも、認定こども園制度の導入により、幼稚園が選ばれにくくなったということが原因なのでしょう。

また、閉園になった幼稚園は、現在、どのような形で使われている

のでしょうか。

**義務教育課長**

園児数の減少につきましては、宮崎市の例を挙げますと、少子化や共働きの世帯の増加によって、幼稚園よりも認定こども園に通うケースが増えております。実際に5年間の経過で見ますと、県内の幼稚園は8園減っていますが、認定こども園につきましては32園増えております。

施設の利用につきましては資料を持ち合わせておりませんので、改めて回答させていただきます。

**教育長**

よろしいですか。それでは、この件については、これで終わります。

**4 議 事**

◎ 臨時代理報告第1号 指定技能教育施設における連携科目等の指定について

**高校教育課長**

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

**教育長**

この件に関して、御意見、御質問等ありませんか。

**教育長**

よろしいですか。

それでは、この件については、報告のとおり承認とさせていただきます。

◎ 臨時代理報告第2号 博物館の登録に関する規則等の一部を改正する規則について

**文化財課長**

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

**教育長**

この件に関して、御意見、御質問等ありませんか。

**教育長**

よろしいですか。

それでは、この件については、報告のとおり承認とさせていただきます。

◎ **議題第1号 宮崎県教科用図書選定審議会への諮問について**

**義務教育課長**

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

**教育長**

この件に関して、御意見御質問等ありませんか。

**高木委員**

専門調査員については、先生方が関わると思いますが、何度も会議に集まって、一生懸命研究されている状況は、働き方改革の視点からすると、どうなのでしょう。

ある先生によると、調査研究に関わることで、教師としてのスキルが高まると言われていたましたが、一方で、働き方改革とは逆行している面もありますので、何か対策として考えられていることはありますか。

**義務教育課長**

教科書採択の事務は、とても大事な業務でありますので、学校関係者や保護者を含め、多くの方々に関わっていただきながら進めていく必要があります。

一方で、委員のおっしゃるとおり、膨大な作業を伴う業務でありますので、当課の方で内容を精選し、4日間で行っていたことを3日間に短縮し、また、時間外が発生しないよう、資料や調査内容の精選を図って対応していきたいと考えております。

**柳委員**

採択の公正性と透明性についてですが、教科用図書発行者との関係についての教職員への周知は、全ての教職員が周知の対象なのでしょうか。

### 義務教育課長

委員のおっしゃるとおり、全ての教職員が対象であり、昨年度末に国からの通知があり、各学校長宛てに、教職員への周知徹底をお願いしたところであります。

通知文にはチェックリストが記載されておりましたので、学校によっては、チェックリストを教職員へ配付して確認をとったところもあると聞いております。

### 柳委員

どうしても認識が異なる人も出てくるかもしれませんので、この周知をしっかりと行っているということを知って安心したところです。

### 教育長

よろしいですか。

それでは、この件については、案のとおり決定します。

## ◎ 議題第2号 宮崎県教育委員会職員(スポーツ専門員)の選考採用について

### スポーツ振興課長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

### 教育長

この件に関して、御意見、御質問等ありませんか。

### 松山委員

天皇杯獲得という目標は理解できます。受験資格について、トップレベルの大会に出場した方を要件としておりますが、このような方々には、他の企業や団体等から「来てください」と、多く募集があると思います。宮崎県に来てもらう方法やマッチングについては、何か考えていることはありますか。

### スポーツ振興課長

高度な競技力を有する職員を募集するために、競技団体と連携して情報収集を図ること、また、大学等で広く声をかけるということを考えております。

さらに、試験内容を1次試験においてアピールシートで書類選考を行っていく予定です。通常の願書とは違い、競技等の実績について、

数多く自己PRできる内容になっております。

多くの企業で採用されている基礎能力と性格を把握するSPI3という検査を行う予定であります。特別な公務員試験対策は必要としない選考を考えております。

#### **松山委員**

募集や広報の方法については理解しました。

採用された後の競技力の維持についても必要性が高いと思います。終業の時間やスポーツに臨む環境整備等について十分に検討していただき、自分の競技力の維持にも資するような環境であることを広報していただくと、より有能な方が集まると思いましたので、質問させていただきました。

#### **スポーツ振興課長**

練習に打ち込む環境整備は、とても大事なことであると思います。競技団体等の支援や、勤務時間等のアナウンスについてもしっかりと行い、いかに競技力を維持・向上させていくのかということについて、丁寧に対応して進めていきたいと考えております。

#### **教育長**

補足しますと、練習環境が整ったところに配属させたいという思いから、複数の配属先を候補として検討しているところであります。

#### **木村委員**

受験資格について、21歳から29歳までに設定した理由を教えてください。

また、性別については男女の明記がありませんが、確保数10名の内訳は、男女どちらでも構わないということでしょうか。

#### **スポーツ振興課長**

年齢については、成年競技力の選手を想定した年齢に設定しております。

また、性別については、男女の指定は特にありません。

#### **教育長**

国スポ宮崎大会までの年数も鑑みながら、設定したということですね。

### 木村委員

高度な競技力を有する者を職員とする理由として、トップ選手としての視点や発想で物事を考え、スポーツ行政等の担う重要な業務に前向きに取り組むことができる人材の確保ということを挙げておりますが、受験資格のある年齢の人にとって、競技力や技術面だけではなく、メンタル面でも選手に携われる業務なのではないでしょうか。

けが等で競技ができなくなった人が、活躍できる機会にもなるのではないのでしょうか。

### スポーツ振興課長

貴重な意見をありがとうございます。

様々な挫折等を乗り越えた人の貴重な経験が役立つこともあると思いますので、メンタル面での力も発揮してもらいたいと考えております。

### 教育長

よろしいですか。

それでは、この件については、案のとおり決定します。

## ◎ 議題第3号 県指定文化財の指定解除に伴う告示について

### 文化財課長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

### 教育長

よろしいですか。

それでは、この件については、案のとおり決定します。

## ◎ その他1 令和4年度特別支援学校高等部卒業生の進路状況について

### 特別支援教育課長

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

### 教育長

この件に関して、御意見、御質問等ありませんか。

## 島原委員

就職については46名が希望し、43名が実際に就職したということですが、希望者が多いということも大事であり、全員が就職できることも大事であると思います。就職率は、非希望者を含めず、就職希望者がどれくらい就職できたという割合でよいのではないかと思います。

就職できなかった要因が分かれば教えてください。

## 特別支援教育課長

委員がおっしゃるとおり、まずは就職希望を増やすことが大事であり、希望者がしっかりと就職できるように指導していくことが大事であると考えております。

就職できなかった要因としましては、企業とのマッチングができなかったことが考えられます。例えば、農業において必要な忍耐力が不足していたり、サービス業で求められるコミュニケーション能力が十分でなかったことが考えられます。

就職において課題が見られる人に対しては、福祉サービスの就労移行支援において、一般就労が可能ではありますが、さらに技能を高めるために2年間訓練できる制度があります。このような制度を生かしながら、希望の就職ができるように指導を行っているところであります。

## 島原委員

マッチングの機会をできる限り増やし、一般企業にも広く周知できるように努力していただければと思います。

一般企業において、障がいのある方を雇用させなければならないという数値については、まだ課題が見られます。一般企業にも広く周知していく必要があると思います。

## 特別支援教育課長

委員のおっしゃるとおり、特別支援学校の卒業生が、就職先でもここまでできるということについて、一般企業にも広く周知させる必要あると考えております。そのために、本課では、障がいのある方を雇用する際の「ともにはたらくガイドブック」を作成しております。ガイドブックでは、実際に障がいのある方を雇用している企業が、雇用する上で大切なことをまとめてもらっております。このガイドブックを他の企業の方にも配付し、雇用について協力していただける企業を増やすように取り組んでいるところであります。

## 高木委員

認定こども等の児童福祉施設においては、高齢者等の雇用に対して補助金が出る制度があります。その特別に加算されたお金を雇用者に報酬として譲渡すれば、施設側の負担も軽減できると思います。このような情報を広く周知することも大事だと思います。

また、子どもが好きだという生徒がいれば、保育士の資格はとれなくても、保育士を補助する者としての講習を受けることで勤めることもできます。自分の経営している園においても、特別支援学校の卒業生を何人も雇用した経緯があります。

さて、高等部専攻科は、具体的には何年程度の課程があり、どのような働きをしているのか、また、専攻科の卒業生はどのような進路に進んでいるのかを教えてください。

## 特別支援教育課長

保育士につきまして、貴重な情報提供をありがとうございました。各学校に保育所等で働く道が選べるということを情報提供してまいりたいと考えております。

高等部専攻科につきましては、視覚障がいまたは聴覚障がいのある生徒が対象となり、はりやお灸などの職業技能を身に付け、社会で活躍できるようにしていくという仕組みであります。昨年度は、2名が専攻科へ進んでおりますが、いずれも県外の専攻科に進んでいる状況であります。

## 高木委員

専攻科に行って資格をとるまでに、どれくらいの期間が必要となりますか。

## 特別支援教育課

2年間の設定であります。

## 柳委員

テレビで特別支援学校の児童生徒の活躍を見る機会が増えております。先日、明星視覚支援学校の子どもたちの作品展の放送があり、子どもたちが見えないものを触って感じることの大切さを伝えておりました。

駅でも作品展を実施されており、いろいろな場で子どもたちが活躍できる場を確保することや、その様子を県民に対して放送することが大事であると思っております。子どもたちも誇りと自信をもって、将

来に向けてがんばっていけると思いますので、今後も力を入れていただきたいです。

#### **特別支援教育課長**

明星視覚支援学校の高鍋町美術館における作品展につきましては、視覚障がいについて広く理解いただける取り組みであったと思っています。

また、駅の作品展につきましては、みやざき中央支援学校が企画をして取り組み、付箋に意見を書いて貼るコーナーでは、多くの方が意見をくださり、とてもありがたかったです。

テレビ番組につきましては、県民の皆様にも、支援学校でがんばっている子どもたちのことを理解していただける機会だと思っていますので、今後も積極的に取り組んでいきたいと考えております。

#### **教育長**

昨年のテレビ番組でも、みやざき中央支援学校の職業コースについて紹介され、パーソナルコンピュータを扱う子どもの様子が放送されました。今後も、テレビ番組をとおして、支援学校の子どもの取組についてお知らせしていきたいと思っております。

#### **教育長**

他に意見はいかがでしょうか。よろしいですか。

それでは、この件については、これで終わります。

### **◎ その他2 県立高等学校等生活支援員の配置について**

#### **特別支援教育課長**

(資料に沿って説明)

説明は以上です。

#### **教育長**

この件に関して、御意見、御質問等ありませんか。

#### **高木委員**

記載されている実施校について、まだ実施していない学校があるのでしょうか。

また、今後、実施校を増やす計画はありますでしょうか。

### 特別支援教育課長

実施校につきましては、すでに生活支援員を配置しております、実施体制づくりも始まっております。

また、毎年度、学校からの申し込みにより実施校を決定しております。審議の結果、生活支援員の配置が必要となった学校が実施校となりますので、申請の数によって、実施校の数も決まることになっております。

### 高木委員

申請されたら、基本的には配置するという事でよろしいでしょうか。

### 特別支援教育課長

審議の上、ほとんどの場合が必要ということで配置しております。

### 教育長

年度の途中でも、急遽、生活支援員の配置が必要であるという生徒がおりましたら、検討することがあります。

### 高木委員

生活支援員を配置したことで、学校生活がどうなったか、障がいのある児童生徒からの声を聞くことはできないのでしょうか。

また、現在、障がいのある児童生徒へ、生活支援員の配置についてメッセージを送る機会はないのでしょうか。

### 特別支援教育課長

現在、実施しておりません。今後、そういったことができるか検討していきたいと思っております。

### 教育長

生活支援員等により、小・中学校で支援されていたことが、高等学校でも引き続き支援を受けることができるということについて情報発信した方がよいということではよろしいですか。

### 高木委員

はい。

### 教育長

中学校から高等学校へ入学する前に、引き継ぎによって、支援に関する様々な準備にとりかかりますが、入学が決まらないと、十分な準

備できないということが課題であります。

**教育長**

他に意見はいかかでしょうか。よろしいですか。  
それでは、この件については、これで終わります。

**教育長**

ほかに何かありますか。

**◎ 次回会議の日程等について**

**教育長**

それでは、次回定例会は、5月30日、火曜日、14時からとなっておりますので  
よろしくをお願いします。

これより後、会議冒頭の決議により非公開とします。  
傍聴者の方は、御退席をお願いします。  
暫時休憩とします。

(15:00)